

平成 29 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 6月定例会の運営について.....	1
1. 議長の諮問に関する事項.....	5
1. その他.....	20

平成 29 年 5 月 29 日 (月曜日)

議会運営委員会会議録

君

平成29年5月29日 月曜日

午前10時00分開議

午前11時33分閉議（実時間90分）

○本日の会議に付した案件

1. 6月定例会の運営について

- (1) 付議事件
- (2) 市長追加提出予定案件
- (3) 会期の決定
- (4) その他

1. 議長の諮問に関する事項

- (1) 議会改革について

1. その他

- (1) 政府要望について
- (2) 夏季の服装について
- (3) 今期最終議会の写真撮影
- (4) 政務活動費の精算とその取り扱い

○本日の会議に出席した者

委員長 野崎伸也君
副委員長 松永純一君
委員 亀田英雄君
委員 中山諭扶哉君
委員 成松由紀夫君
委員 古嶋津義君
委員 前垣信三君
委員 増田一喜君
委員 村上光則君
委員 村川清則君
委員 山本幸廣君
議長 鈴木田幸一君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長 水本和博君
財務部長 岩本博文君
部局外
議会事務局長 東坂宰君
議会事務局次長 嶋田和博君

○記録担当書記

嶋田和博君
増田智郁君

（午前10時00分 開会）

○委員長（野崎伸也君） それでは、ただいまから議会運営委員会、開会いたします。

◎6月定例会の運営について

○委員長（野崎伸也君） レジュメに沿って、まず、1番目、6月定例会の運営についてを議題とし、（1）付議案件の（イ）市長提出案件13件について、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部長の水本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、着座にて、説明をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

今回の6月定例会の開会日に提出を予定しております議案は、全部で13件でございます。

内訳でございますが、お手元に配付をしております平成29年6月定例会提出予定議案、1枚物のプリントでございますが、そちらをごらんいただきたいと思ひます。まず、予算議案が3件、事件議案が8件、条例議案が2件の合計13件でございます。

それでは、それぞれの議案につきまして御説明をいたします。

まず、予算議案につきまして、岩本財務部長

より御説明いたします。

○財務部長（岩本博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部長、岩本でございます。座りまして説明をさせていただきます。

それでは、予算議案の3件でございますが、平成29年度の一般会計補正予算・第1号と、介護保険特別会計補正予算・第1号、下水道事業会計補正予算・第1号の3件でございます。

まず、一般会計補正予算の補正額は18億8000万円でございます。その内容は、熊本地震関連分で約7000万円、通常の6月補正分で約18億1000万円でございます。

地震関連の主な内容は、被災宅地復旧支援事業として、熊本地震で被災した宅地で、被災者等が施工する宅地復旧工事等の一部支援に要する経費約3000万円、また、被災した農地を農家みずから復旧するための経費の一部を補助する農家の自力復旧支援事業に約2000万円などでございます。

次に、通常の6月補正予算分の主なものとしたしまして、農業生産総合対策事業による低コスト耐候性ハウスなどの導入に対する補助、約14億8000万円、私立保育所ひので保育園の園舎改築に要する経費の一部補助として約2億円、そのほか農業用機械等の導入に要する経費の一部を補助する経営体育成支援事業に約6000万円、特別支援学校通学関係事業として、八代支援学校にスクールバスを購入する経費約1000万円などを予定しております。

次に、介護保険特別会計補正予算は、介護報酬の改定に伴うもので、審査業務を円滑に行うための臨時職員の雇用経費として102万5000円、下水道事業会計補正予算は、中央ポンプ場改築工事に係る経費で4億6200万円の補正でございます。

以上が、6月定例会の開会日に提出予定の予算議案3件でございます。

○総務部長（水本和博君） 続きまして、事件議案と条例議案につきましては、私のほうから御説明をいたします。

まず、事件議案でございますが、8件を予定しております。今回の事件議案は、8件いずれも専決処分の報告及びその承認についてでございます。

この8件のうち、条例の一部を改正する条例の専決処分が5件でございますが、まず、議案第45号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第46号・八代市市税条例の一部を改正する条例、議案第47号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、飛びまして、議案第50号・八代市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例、議案第51号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の5議案が、条例の一部を改正する条例の専決処分の分でございます。

5つとも、いずれも3月定例会後に法律及び国の政令が公布されまして、施行日が4月1日であるために、それぞれに関連する市条例の一部分につきまして、改正を専決処分としたものでございます。

また、事件議案のうち補正予算に関連する専決処分の報告及び承認に関するものが3件でございます。

まず、議案第48号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第11号、これは財源調整を行う中での国庫補助内示に伴う調整や地方交付税の交付額減に伴い、財政調整基金による調整などを行ったものの専決処分でございます。

次の議案第49号・平成28年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号は、繰越明許費の設定に伴う専決処分でございます。

次の議案第52号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号は、平成28年度決算の収支不足の見込みによる繰り上げ

充用の予算措置を行ったものの専決処分でございます。

以上、3件が補正予算に関連いたします専決処分の報告及び承認についてでございます。

以上が、事件議案、計8件でございます。

次に、条例議案でございますが、2件を予定しております。

いずれも条例の一部を改正する議案でございます。議案第53号・八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正につきましては、国の政令の改正に伴うものでございます。

次に、議案第54号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正につきましては、新たに水道事業の給水区域が拡張されたことによります条例の一部改正でございます。

以上が、条例議案2件でございます。

以上、6月定例会の開会日に提出を予定しております。予算議案3件、事件議案8件、条例議案2件でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（野崎伸也君） 説明は終わりましたが、何か質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 次に（ロ）先議案件、ございますか。

○総務部長（水本和博君） 今回は、先議案件はございません。

以上です。

○委員長（野崎伸也君） それでは、次に、（ハ）請願・陳情について説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、請願・陳情について説明いたします。説明は着座にて行います。

本日まで受理いたしました請願・陳情はござ

いません。

なお、委員会への参考送付分といたしまして、配付しておりますとおり、八代市食肉センター解体計画に係る要望書、2017年3・11さよなら原発くまもと集会宣言文の送付についての2件でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 説明は終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、次に、（2）市長追加提出予定案件9件について、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、定例会最終日、閉会日の追加提出議案といたしましては、9件の人事議案を予定しております。

お手元の予定議案の下のほうになりますけれども、議案第55号から第59号までの5件が、人権擁護委員候補者の推薦についてで、人権擁護委員の推薦は、人権擁護委員法の規定によりまして、議会の意見を聞いて、法務大臣に推薦するもので、本年9月30日をもって5名の人権擁護委員が任期満了となりますことから、今回お諮りするものでございます。

次に、議案第60号・固定資産評価委員の選任につき同意を求めることにつきましては、当評価委員の退任に伴い、後任者の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第61号から第63号までの3件の固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、本年9月21日をもって、3名の同委員が任期満了となりますことから、地方税法の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

以上が、定例会最終日に追加提案を予定しております計9件の人事議案でございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（野崎伸也君） ただいま説明がありました人事案件9件について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは次に、
（3）会期の決定について協議いたします。

まず、招集日について報告を求めます。

○総務部長（水本和博君） 招集日についてでございますが、6月5日月曜日午前10時からお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（野崎伸也君） それでは、会期についてお諮りいたします。会期日程につきましては、いかがいたしましょうか。（「委員長に腹案ありますか」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 委員長腹案ということでお受けしましたので、それでは、委員長腹案を事務局に配付いたさせます。

（書記、資料配付）

○委員長（野崎伸也君） 念のため、事務局より説明いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田和博君） それでは、平成29年6月定例会の日程、委員長案を御説明申し上げます。

ただいま、招集日ありましたように、6月5日月曜日10時、本会議開会となります。

同日、本会議終了後ですね、新庁舎建設に関する特別委員会が開催される予定となっております。

翌6日火曜日は、質疑・一般質問の通告締め切り、午前10時までとなっております。

その後休会が続きますので、翌週12日月曜日から質疑・一般質問の週となります。

13日火曜日は、本会議終了後、議会改革特別委員会が開催の予定となっております。

なお、16日金曜日は予備日となっております。

す。

次の週から委員会開催となります。19日月曜日10時、文教福祉委員会、20日火曜日10時、経済企業委員会、21日水曜日、建設環境委員会、22日木曜日10時、総務委員会となります。

その後、休会を挟みまして、28日水曜日10時から討論・採決、最終日ということになります。会期は24日間。

なお、議会運営委員会、全員協議会の開催予定については、下欄のとおりとなっております。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 説明は終わりましたがけれども、御意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） お諮りいたします。

6月定例会の会期は6月5日から6月28日までの24日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

執行部のほう、退席願います。

（執行部 退席）

○委員長（野崎伸也君） それでは、次に、
（4）その他の（イ）人事異動に伴う部課長紹介について、説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） （イ）人事異動に伴う部課長の紹介について、説明いたします。

この件につきましては、例年実施されておりますが、4月1日付の人事異動がございましたので、執行部より定例会の開会前に紹介したいとの申し出がっております。ついては、開会に先立って、部課長等の紹介がありますので、よろしく願いいたします。

また、議会事務局におきましては、開会日の全員協議会において、異動に伴います紹介を予定しておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 説明は終わりましたが、本件について、6月5日の本会議前に行うこととしたいが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（ロ）全国市議会議長会永年勤続表彰の伝達及び祝詞、贈呈者について説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） 去る5月24日東京で、第93回全国市議会議長会定期総会が開催されまして、その中で議員表彰があり、本市議会からは、山本議員が議員として勤続25年表彰の該当として、また、上村議員、亀田議員が議員として勤続15年以上としての該当となられました。そのことによりまして、議長が永年勤続表彰状を代理受理してこられました。

つきましては、開会日に表彰状の伝達を行い、議員さんに祝詞並びに謝辞をお願いするものです。

また、市長からは感謝状の贈呈並びにお祝いの言葉が贈られる予定です。

なお、定例会中の服装につきましては、後ほど、3で御協議いただきますけれども、表彰伝達の際の服装につきましては、被表彰者及び祝詞を述べられる議員におかれましては、上着、ネクタイを着用されての正装でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいま説明が終わりましたが、御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、表彰状の伝達については、6月5日の本議会開会後に行うこととしたいが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、被表彰者に対しての祝詞についてですが、先例では、若任期の年少議員が祝詞を述べるのが慣例となっております。ことしは先例に基づきますと、橋本隆一議員となりますので、橋本議員に祝詞をお願いすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○委員（亀田英雄君） ちょっと確認なんですが、先日の議会改革特別委員会で、その報告を、委員長報告をするというような話に聞き及んでいたというふうに思うとととですが、そのことの確認な、しとかんちゃよかですか。初日という話じゃなかったですかね。

○委員長（野崎伸也君） 議会改革特別委員会の中間報告、（委員亀田英雄君「委員長報告」と呼ぶ）委員長報告。

○委員（亀田英雄君） そういう話のあるとかいう話で。

○委員長（野崎伸也君） 今の件については、後ほどの、当日の説明の中で、またもう一度説明申し上げますので、そのときに御質問ください。よろしいですか。済みません。

○委員（亀田英雄君） 了解しました。

◎議長の諮問に関する事項

○委員長（野崎伸也君） それでは、議題の2番目、議長の諮問に関する事項の（1）議会改

革についてを議題といたします。

まず、前回からの引き続きの協議に入ります前に、既に決定いただいております会派控室の整備について、事情変更があったとのこと、事務局から説明を求めたいと思います。

○議会事務局長（東坂 宰君） 会派控室の整備につきましては、本委員会において幾度も御検討いただき、私ども事務局が大会議室の一部を使用し、現在事務局が利用しております部屋を会派控室にするということで御決定をいただいております。また、その決定に基づきまして準備を進めておりました。

そのような中、先日執行部から、災害警戒本部、あるいは災害対策本部を設置する場合、議会にも考慮し、災害対策本部事務室を、隣の文化センター内の施設も検討していたものの、電話及びインターネット回線の緊急敷設、また同一建物ではないことからの行き来の問題、それに伴う情報の遮断等が懸念することから、現状では3階会議室を利用する以外にはなく、議会事務局の会議室への移転について、再考していただけないかとの御相談がございました。

このようなことから、再度議員の皆様方の御意見を聞かせていただき、今後の対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいま説明がありましたけれども、何か質問等ございませんか。

○委員（亀田英雄君） ちょっと確認なんです、使えないちゅう話なんですよね。また振り出しに戻った感じだと思います。

前回の話の続きになつてでしょうか、だけ、政務活動費で、今しよる。ちょっと話ば飛ぶとかもしれんですが、その辺の整理もつけてほしいかと思うとですよ、という、そんなふうに感じましたので。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございますか。（「使えないものは仕方なかですな」と呼

ぶ者あり）

今、説明ありましたとおり、議運のほうです、協議いただいて、3階のほうに控室をです、準備するというふうな方向で決まっておりますけれども、執行部のほうから、災害対策本部等の使用によって、控室のほうはですね、会議室のほうはあけておきたいというような御意向ということでございますので、再度、また議会の、議運のほうでもですね、今後の控室の件については、再度協議していこうということになりますけれども、御質問等はよろしいですか。

○委員（成松由紀夫君） うちの会派のほうは、できれば、議場の近くにとということなので、欲しかとは欲しかですもんね、不便かけんで。なので、ぜひ協議は続けていただきたいというふうに思います。

○委員長（野崎伸也君） 委員長からなんですけれども、今、政務活動費で、それぞれの会派が会派室のほうをです、借用されている部分があるということでもありますけれども、政務活動費のですね、会計のほうからですね、非常に煩雑にですね、なってきたと。今回の地震があつての対応ということで、今、会計をやられている方々のですね、煩雑さの部分もですね、耳に入ってきておりますので、その部分についてもですね、何とか執行部のほうともですね、協議をできればというふうに思っております。

この件につきましては、一旦委員長に預からせていただき、事務局と協議を行い、改めて今後の対応について御相談を申し上げる機会をです、速やかに設けたいと思いますので、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、管外行政視察の見直し、視察成果の反

映についてであります。前回の委員会において、各委員の意見などを取り入れ、文言整理をした最終案を提示することとなっておりますので、皆さんのお手元にお配りをさせていただいております。資料のほう、たくさんとじてある部分の1枚目かというふうに思います。

御確認をいただきまして、何かありましたら、お願いをしたいというふうに思います。

かなり、皆さん方の御意見を取り入れて、修正をさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

○委員（山本幸廣君） 最終案に目を通させていただきましたが、すばらしい案ができておるといふふうに、御賛同いたしたいと思います。

○委員長（野崎伸也君） ありがとうございます。

○委員（村川清則君） 5番目のあれは、所感ですか、所見ですか。

○委員長（野崎伸也君） これまでどおりの対応で、（委員村川清則君「所見じゃなかったですか」と呼ぶ）これまでどおり、書いていただいていたとおりの対応で、ということにしております。

○委員（村川清則君） 所見じゃなかですか。

○委員長（野崎伸也君） これまで所見だったですか。

○委員（古嶋津義君） きょう出してきたのは所見だった。

○委員長（野崎伸也君） 所見だったですか、済みません。

では、5番目のところ、申しわけございません。所見というところで、修正のほうをお願いいたします。

ほかにございますか。

○委員（成松由紀夫君） 5番は、これまでもホームページに掲載しよったですね。

○委員長（野崎伸也君） いや、委員会のほうはですね、なかったというふうに、ことでし

た。会派視察のほうだけ。政務活動費の関係で、会派の分は出してたと。委員会のほうはなかったということです。

○委員（成松由紀夫君） わかりました。

○委員長（野崎伸也君） その他、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、御協議いただきましたけれども、行政視察における申し合わせ事項については、協議いただきましたとおり、決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、議会のICT化（タブレット導入など）についてでございますが、こちら資料のほうですね、2枚目からお配りをしております。

まず、事務局のほうからですね、説明を求めたいというふうに思います。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 議員向けメール配信イメージという、絵の入った縦長の資料があると思います。そちらをお開きいただきたいと思いますが、今後、ICT化に向けて、紙ベースでの連絡網に加え、並行してですね、メール配信に取り組んだらどうかということになるので、ただ、これについては、なかなかイメージが湧かないというような御意見もありませんでしたので、簡単にですね、イメージ図をつくってみました。

こちらですね、配信イメージの中で、まず、議会事務局からパソコン等を使ってですね、各議員さんに一斉メール配信を行います。そうしますと、各議員さん方が、それぞれ個人的にお持ちのスマホや携帯、タブレット、そういったところに、あらかじめ御登録いただいたところに配信されてまいります。そちらを開いて、内容を御確認の上、既読処理ということ

で、ワンクリックをしますと、議会事務局のほうに、どなたの議員さんが配信したメールをごらんになったか、まだごらんになってないかという情報が伝達されてまいります。

これを受けて、一定時間、あるいは一定期間未読の状態が続いた場合にはですね、事務局から、今度は議員さん方の携帯等に直接電話を差し上げて、御案内、御連絡をするというような2段階構えとなります。

これとあわせて、はがきや封筒などによる紙ベースでの連絡も、並行して行っていくというようなことでございます。

このメール配信するものとしてですね、次のページをお開きいただきたいんですが、8つほど例を挙げております。行事予定の連絡や会期日程の連絡、あとは、委員会の開催や変更、中止の連絡、あと、会議・視察等の日程調整や訃報の連絡、緊急、災害時、その他事務連絡というようなことが考えられると思いますが、その期待される効果といたしまして、まず、連絡にかかる時間の短縮が図られる。事務の効率化、あと郵送料等の経費縮減、ペーパーレス化に貢献できるのではないかなというふうなことでございます。

次のページからが、具体的な流れになるんですが、例えば、本日会期日程を御決定いただいておりますが、2番の定例会会期日程の連絡についてはですね、事務局からメールを配信しますと、本文例とありますようにですね、6月定例会会期日程をお知らせしますということで、下記アドレスをクリックしてくださいという表示が出ます。そちらをクリックをいたしますと、画面上に、本日御決定いただいた会期日程案、委員長案ですね、案がとれて、会期日程の一覧表がですね、表示されるということになります。

これをクリックすることで、自動的に事務局のパソコンのほうに既読のマークが入るとい

ことになります。

次のページの5番に、訃報の連絡とありますが、こういった場合、ファイル等の添付がありませんもんですから、内容を御確認いただいた上で、下記アドレスをクリックしてください、これが既読処理というんですが、そちらをワンクリックしますと、ファイル等が開くわけではありませんけども、事務局のほうに既読の合図が来るというようなことになります。

そういった簡単な操作でもってですね、情報の伝達と事務局への既読の確認ができるというようなことになってまいります。

以上です。

続きまして、鏡支所庁舎3階配置図というところに、Wi-Fiのですね、ルーターを設置する図がございます。現在情報政策課内に1台ございますが、電波の状況を確認していただいた結果ですね、大会議室と議場手前の執行部控室あたりの、合計3台設置することによって、十分カバーできるということでしたので、今後追加で2台のですね、Wi-Fiルーターのほうの設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上が、ICT化に関する説明でございます。

○委員長（野崎伸也君） 今ほどですね、議員向けメール配信の件、そして、Wi-Fi設置の件について、2件について、説明ありました。

皆さんから御意見等あれば、お聞きしたいというふうに思います。

○委員（亀田英雄君） 丁寧な対応はいいと思うんですが、メールを配信した後、やっぱり通常の郵便物でっていう話も伺ったんですが、どっちは省かんと、結局事務局の手間は省けんし、ペーパーレス化にはつながっていかんとじゃなかかなて、かえって事務局の負担のふえるかなるかという気もしたもんですけん、どっかば、どげんかするように向けていかんと

いかんとちゃなかろうかと思うとですよ。例えば、既読のついた人は、もうペーパーは要らないですよとか、その辺まで踏み込んで話ばしとかんと、結局事務局は手間がふえたばかりという結果になりやせんですかね、というふうに感じましたが、今の話は。

○委員長（野崎伸也君） 以前からですね、メール配信のほうだけということでは、ちょっと不安があるというようなどころがありましたんで、同時並行的に進めましょうというようなことで、皆さん方の意見の一致を見とったというふうに思います。

事務局のほうでもいろいろと考えていただいたんですが、私、委員長からすればですね、やっぱり一番最初は、何回かはですね、同時並行でやっていただいて、その後、メール配信のほうになれてこられた方については、文書発送のほうはですね、控えていくと。状況を見ながら、段階的にやっていければなというふうには思っております。

○委員（成松由紀夫君） この部分ばですね、また会派に持って帰って、説明するとき、わかられない方の部分も、また一からいろいろ言う中で、どちらかという、議会事務局に尋ねられてくださいという形ばとらざるを得んとですよ。

今、亀田委員が言いなると、大体どっちかにせんと、集約にならんじゃないかという意見もわかりはすつとですけども、最初は、それで様子を見てもらうて、スムーズにいかれる議員と、なかなか、まだ扱いにくい部分の議員さん等には、また事務局からアドバイスしてもらうとか、そういうフォローばしていただいて、中にはこう、我々も最近ですね、メール社会じゃなかですけど、メールだ、ラインだ、何だつていうときに、見たつもりが、余りにも通知が多過ぎてというところもあるので、しばらくは紙で来つとが、やっぱり、きちつととじていった

りとか、間違わんところもあるので、しばらくはそれで様子を見ていただくとありがたいなと思います。

○委員（亀田英雄君） そんなつもりで、いつまでもという話じゃなくて、そんな話もしとったほうがいいんじゃないかなということで発言した次第です。そげんばってん、両方すれば、事務局は負担のふえるばかりですもんね。

○委員長（野崎伸也君） ありがとうございます。

○委員（山本幸廣君） 連絡網の整備についての目的の中でも、通知の内容が、その他まで8あるじゃないですか。これについてですね、簡単にメールが、即議員さんですね、メールを送信したのがすぐわかるという、こういうのは的確にペーパーじゃなくしてですね、いいんだと思うんですよ。やはり、いろいろと、文字が多くなればですね、今、成松委員が言われたように、私でも一緒ですけど、メールが30、50、はっきり言ってから来たならですたい、どぎゃんもこがんもでけんごたなる。どこにクリックしてからたい、ぎゃんすれば、またまたせないかん。かえつちや、手のかかるというですかね、1日20、30来とつたらですたい、見ても、明るる日は、また30ぐらい来るでしょう。大変なですね、メールを見るというのもですね。それよりも、中身、そういう文字が多いときには、文書でやるとかなんかしたほうが、後期高齢者に優しい議会、八代市議会としてですね、委員長、配慮をしていただければなと思います。

○委員長（野崎伸也君） 十分配慮するようにしていきたいと思ひます。

ほかにございますか。

○委員（成松由紀夫君） 今言われた部分で、内容次第ですよ、膨大なやつも、例えば、ワンクリックして、広げたら、ぼーんと、例えば、資料まで添付してあるとか、今からこれか

らなじんでくれば、皆さんなじんでしまえば、その方向でよかですけど、内容次第によっちゃあ、やっぱり送ってもらったほうが、ワンクリックでぼーんと出てきてから、また太うしてから、見えなかったり、白黒だったり、多分、こればやれば、必ずですね、出てくっと思っておりますよ。必ず、スムーズにいく者と、いっちょんわからんとか言うて、何回かやりとりになったりとか、だけ、しばらく事務局は大変ですけど、最終的には、メールで集約できるような方向は目指してもらって、手間がかかりますが、そういうところも配慮いただきたいなど、資料次第では。

○委員長（野崎伸也君） 事務局、いいですね。お聞きしたとおりでと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（村川清則君） 緊急だとか、訃報だとかの連絡は、ちょっと緊急性があるんであれですけども、既読済みでない議員に対して、直接電話等で、事務局から電話する。何日ぐらいを想定しておられますか、一般的なメールの場合。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 並行して、しばらく行ってまいります。希望される議員さんについては、こちらの紙ベースにあわせてですね、こういったメール配信を行うわけですが、郵便の場合、大抵こちらから発送しますと、仮設庁舎に翌日届きます。そして、そこから866局内が翌日、それ以外が翌々日ということで、今郵送にしますと、こちらから発送して、大体3日ぐらい、2日から3日かかっておりますので、おおむねその辺を目安にですね、緊急性のないものについては、そういったところで、お電話で見られてませんがというような連絡はしたいと思っております。

○委員長（野崎伸也君） 村川委員、よろしいですか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員（中山諭扶哉君） 当面ですね、同時並行で行われるということで、現状でも電話連絡のほうはされてない状況ですので、電話連絡が果たして要るのかと、人数が、全員が見てもらえるようになったら、もちろん電話連絡があったほうがいいのかもかもしれませんが、今までどおりということであればですね、通知も、紙ベースで行くわけですから、電話連絡というのを、いちいち既読になってませんがというのをされる必要はないのかなというふうには思うんですけど、いかがでしょうかね。

○委員長（野崎伸也君） 移行期間というか、初めてやっていくというシステムですんで、事務局のほうも、チェックしながら、電話連絡の事前準備、段階ですので、やっていければなどというふうには思っております。

○委員（中山諭扶哉君） 例えばですね、来られたときに、事務局のほうから説明をしてもらったりとかですね、個別にですね、そういうのをされたほうがわかりやすいのかなというふうに思ったものですから、ちょっと、そういうふうに感じました。ありがとうございます。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございますか。

○委員（成松由紀夫君） 要するに従来どおり、プラスこれにチャレンジしていくということで、最終的にこれが機能してくれば、集約していくという考え方でよかでしょう。

○委員長（野崎伸也君） そのとおりです。よろしいですか。

それでは、議員向けメール配信については、今議会中でよろしいですかね、メールは、個別に個人さん、議員さんのアドレスのほうを収集していくというようなところまで、よろしいですか。（「システム構築に少し時間がかかります」と呼ぶ者あり）わかりました。

今会期中にですね、議会中に、各個別の議員さんたちのアドレスのほうを収集していくとい

うことで進めていきたいというふうに思いますし、Wi-Fiの設置についてもですね、早急に予算措置等もありますので、進めていただくということでもよろしいですかね。

それでは、今、御意見等いただきまして、御協議いただきましたけれども、メールの件、Wi-Fiの件については、御異議等ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、⑥番、八代市政治倫理条例の見直しについて、前回から、いろいろと質問等、宿題等もいただいておりますので、資料のほうもですね、お配りさせていただいております。

それでは、資料の件について、事務局から報告、説明いたします。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 前回、八代市政治倫理条例の見直しについて、幾つか宿題をいただいております。3親等となったいきさつや、禁止規定にした場合の違法性、また、他市の状況などなど、宿題をいただいておりますが、本日お配りしている資料といたしまして、まずもって、八代市の政治倫理条例について添付をいたしております。

この中で、次のページの一番下の段の行になりますけど、第15条、市の工事等に関する遵守事項、こちらが議題となっているわけがございますけども、これを参考としてごらんいただきたいと思いますが、その次のページからですね、政治倫理の特別委員会、平成9年当時設置をされておりまして、中間報告、最終報告というふうな形で、委員長報告がなされております。こちらのほうで、当時の議論のいきさつについてですね、かいつまんで御説明申し上げたいと思いますが、平成9年12月定例会の中間報告というのがございます。当時ですね、谷口委員長のほうが行われておりますが、次のペー

ジを開きますと、網かけがございまして、こちらのほうを、まずは朗読をさせていただきたいと思います。

次に、公職の影響力を不正に行使する可能性が大きい立場にある人が行政と癒着し、贈収賄に発展する温床ともなり、政治倫理に反することから、市が発注する工事等にかかわる親族等の範囲を決めるべきであるとの観点に立ち、論議がなされたところであります。

その中で、他市においては2親等までとされているのが一般的であるとの意見、あるいは我が国は血縁関係が深い国柄であることや、自分たちの襟を正す必要があることから、役所と利害関係を有する3親等までとする意見、また、親族経営の企業及び組織は、市発注の工事等の受注率を勘案して、条例化すべきであるとの意見があり、委員会では、その範囲は3親等までと決した次第であります。

なお、3親等の論議に関連して、他人を同居させ、その名をもって仕事を受け、本人が采配を振る手段も考えられることから、同居の者を含めるとの意見、あるいは同居の者を含めるとすれば、プライバシー問題まで踏み込むことになり、配偶者であっても別居の形態をとるとすれば問題とはならず、平等を欠き、現象だけを捉えるのは問題であるとの意見があり、委員会では住民登録を行っている同居者を含めるものと決した次第であります。

読み上げましたとおり、3親等及び同居の者というふうに、中間報告では報告がなされております。

その後、次のページに、平成10年12月定例会で最終報告がなされております。

この中で、網かけ部分でございますけども、もう一度朗読をさせていただきますが、本委員会の調査の過程の中で意見の一致を見ている中間報告の内容について、熊本県立大学の今川晃教授を講師として迎え、御教示をいただいたと

ころであります。

その内容は、政治倫理条例の対象者については、市の状況によっては、その対象範囲を拡大することは可能で、中間報告のとおりとするのは妥当であること、市の工事等にかかわる親族等の範囲について、本人以外に兼業禁止規定を設けることは、被選挙権の制限、職業選択の自由の制限を懸念するが、市の政治状況、経済状況を勘案して、努力規定として条例に盛り込むことは重要であり、問題ではないこと、というような御意見を踏まえ、次のページに結論がございしますが、条例対象者の範囲は、議員及び市長、助役、収入役、配偶者、3親等以内の親族及び住民登録上の同居者の遵守事項は、禁止規定ではなく努力規定であることを再確認した次第であります、というようなことで、対象範囲が決定したという経緯がございします。

そして、これに関しましてですね、違法性の部分について言及された一般質問がございします。

次のページ、平成15年9月定例会の田中茂議員が、政治倫理条例の第15条を中心に、条例の解釈を説明願いたいという質問に対して、次のページ、当時の行管部長が答弁されておられるところを朗読いたします。

次に、条例第15条に規定します、市の工事等に関する遵守事項についてでございますが、地方自治法では、議員、市長等の本人が、地方公共団体と請負関係に立つことを禁止していませんのに対し、親族等の請負については、何ら規制いたしておりません。そこで、市民に対し疑惑の念を生じさせないよう、議員、市長等の本人だけでなく、その親族等についても、本人と同様に地方自治法の趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約、委託契約及び一般物品納入契約について、辞退するよう努めなければならないと規定するものでございます。

なお、この規定は努力規定といたしておりま

すが、これは、条例におきまして、地方自治法が規定する請負禁止の対象者の範囲を越えて、議員、市長等の親族等について、請負を辞退すべき旨の義務規定を設けることは、法律の範囲内で条例を制定することができるという規定を設けています。憲法第94条及び法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができるという規定を設けています。地方自治法第14条第1項に抵触するおそれがあると判断いたしましたものでございます、というような答弁がございします。

以上の部分を御参考にしていただければということですが、

以上です。

○委員長（野崎伸也君） ありがとうございます。

ただいま説明、報告がありました件について、何か質疑等ございしますか。

前回の会議の中で宿題とされていた分については、ほとんど回答いただいたというふうに思っております。

ございませんか。

○委員（古嶋津義君） 私どもから提案したことでは、私どもが、その案は、ここにもちょっと出ておりますが、資産等の公開、この辺のところをもう少し、ここは必要に応じてということになっております。その辺のところをですね、きちっと、例えば、福岡市議会なんかは、土地・建物、預金・貯金、有価証券、自動車、ゴルフの会員権、貸付金、借入金あたりまでも触れてありますものですから、市民により透明性を持たせるためには、その辺のところも踏み込んでいいのかなという考えであります。

○委員長（野崎伸也君） 今、古嶋委員のほうから、資産公開の件についても盛り込むべきじゃないかというような御意見もございました。

以前の会議です、政治倫理の関係については、自民党会派のほうからですね、提案いた

だいているという部分について、各会派で御協議願いますというような宿題もさせていただいておりましたが、この件については、各会派の御意見、ございませんか。（「各会派じゃなくて」と呼ぶ者あり）いや、よろしいですよ。結構です。

○委員（増田一喜君）　うちの3会派で提案したのなんですけど、この資料を読めば、禁止項目に努力目標ですね、努力規定を禁止規定に変更するちゅうことは、法的にはなかなか難しいところがあるのかなと。だけど、心情的にはですね、努力したんだ、できるんだ、じゃあ、禁止にしといたほうが、皆さんははっきりわかるからいいんじゃないかという思いがあってやりましたけど、事務局が調べてくれた中では、少々法に抵触するだろうということで、少し難しいかとは思いますが、これは、そのまんますべきなのかなという気もしてますけれども、まだ、議論の余地があるのかなという気も、ここではしております。

それから、2番目ですね、これは兼業禁止、法でうたっている兼業禁止、それをより明確に、議員としての立場として明確にしたほうが、市民の懸念をね、払拭できるんじゃないかということで、その思いからして、どうなのかが、具体的にちゅうのは、やっぱりなかなか難しい。だからこそ、委員会にこういう提案をして、それぞれそういうところを研究されている人がおれば、こういう方法がありやせんかいというのがあればと思って。ただ、これもなかなか、法律的なものが絡んできますから、時間はかかると思います。最終的には、これはできないと言えば、そのことも、もちろん頭の中には入れとかないけれどしょうけれども、できるだけみんなでそれを払拭するためのいい方法が見つかればと思っておりますので、今議会、本会議で、すぐこれを決定してしまうちゅうことでなくて、少し時間をとって、できるだけ市民の

皆様に、そういう懸念を持たれないような、クリーンな請負ちゅうんですかね、公共工事を請け負う中で、クリーンな形で請け負っていただければという、その思いがありますので、そのことを皆さんと一緒に考えていってもらえればいいのかな、そういう気持ちでおります。

○委員（松永純一君）　事務局、ちょっと確認ですけど、この一番最後のところですかね、行管部長が答弁した、一番最後の最後のところで、地方自治法14条第1項に抵触するおそれがあると判断したものでございますというところがあるですね。結局、今の政治倫理条例が、地方自治法に違反しているということで理解していいんですかね、ここは。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　行管部長がですね、答弁しておりますのは、この努力規定を義務規定、いわゆる禁止規定にした場合は、法に抵触するおそれがあるというふうに答弁しておられるものでございます。

○委員（松永純一君）　ということは、努力規定であれば、法には違反しないということで、努力義務でない場合は違反するおそれがあるということですね。ですから、法律以上のことは、条例では定められないわけですから、こういう答弁だったというふうに思いますが、前回といいますかね、私が、たしか1期目ぐらいのときに、1年間議会運営委員会に所属しとったことがあったんです。そのときにも、この政治倫理条例を一部ですね、議論されたときがあったんですね。

ちょうどそのときにですね、広島県の府中だったと思いますけども、同じような問題が出てですね、最高裁に、高裁までだったかな、いったんですが、そのときですね、判例のようなものがあると思うんですね。先ほど増田委員が言われたように、まだ時間をとって議論したほうがいいというふうにですね、時間があればですね、これは、やっぱり判例、実例判例という

のが一番ですね、わかりやすく、法律にそれが抵触するかどうかというのがわかると思うんですよね。ですから、そこをちょっと、おそらくインターネットあたりで出るだろうと思いますので、調べて提供していただくと、ありがたいと思います。

○委員長（野崎伸也君） 今の判例の件、ありましたし、あと、古嶋委員のほうからですね、福岡市議会のほうですかね、資産公開の部分についても調べて、調査してみてもどうかというような御意見もありました。

○委員（成松由紀夫君） 今、るる話が出たとおり、やっぱり、しっかりとした議論を、この辺はしとかんといかんとですよね。この政治倫理条例、努力規定だからということですけども、先人の先輩方が、やっぱり、これだけその当時議論もされて、研究されて、一番おそれがないところでということとされてますけど、そもそもですよ、そもそも議員がみずから襟を正して、市民の皆さんに疑念を生じさせないということが目的で、これだけのことをつくられるわけですから、やっぱり、そこはしっかり、これは重要な位置づけで踏まえて、時間かけて議論していかんといかんとじゃないかなというふうに思うとですよね。先輩たちが、これは透明性であるとか、疑念を生じさせない、で、たしか書いてあるとも、辞退するように努めなければならないというような努力規定なんですけど、そうでないケースもあるし、あと、何年前は、どこかの体育館だったですかね、あのおときも政治倫理条例の部分で、賛否が割れたようなこともあつとりますもんね。だけん、そこんところは、やっぱり、議員みずから襟を正す、そして、また透明性、公平性というところの観点からいくと、市民の皆さんに疑念を生じさせてはいかんわけですから、今、依頼が出るとる部分も含めて、また出していただいですね、しっかり時間かけて、議論をしていきたい

なというふうに思います。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございませんか。各会派のほうからはよろしいですか。

前回の会議の中で、自民党会派のほうからですね、出されておりました提案で、2点目がですね、調査するですね、委員会等についてということで、もう少し詳しくですね、状況ちゅうか、提案された内容の意図を御説明、もう少しいただきたいというようなお話もしたんですけども。

○委員（増田一喜君） 一応、法的には兼業禁止ちゅう条文がありますんで、ところが、何となく、禁止はあるけれども、それは、何か物事があったときに、第三者がそれを見て、ああ、これに抵触するよとなるけれども、本来であれば、本人が、その条項に抵触するといえば、本人がみずから襟を正すことだろうと思うけれども、何となく、そういう見方からすると、本人がそれを、いやいや、俺関係ねえよみたいにしてれば、なかなか見えづらいと。だから、そういう八代の議会の中では、もっと透明になるような、だから、ここでは、文言的には権限とか、えらい強権みたいな表現になってますけれども、それを簡単に調べるちゅうか、わかりやすく、そういう、何かシステム、方法とかがないのかなちゅうことで、皆さんにそういう知恵を出していただければ、我々も一生懸命考えて、何かそういう簡単に、そこらの立場をですね、兼業禁止でないんだよて、逆に言うと、明らかにすることでね、市民の皆さんの疑念を払拭できればと、そういう思いで、こういうのを出してますから。我々だけで、そして、それを提出してこうだから、ああだから、じゃあ、採決してこれを通せという話じゃないんですよ。みんなで議論して、よりよき、疑念を払拭するような、そういう何かシステムができないのかなという思いが、一つはあるんです。だから、時間かけて、そういうのが、ああ、他市でもこ

ういうシステムで、それはちゃんとできているよとかいうのがあれば、そういうのを参考にしながら、だけど、あくまでも最終的に、法的に、これは全然だめですよといえ、それはできないでしょう、やろうと思っても、できないでしょう。だけど、それを議論することは、やっぱり市民の皆さんは、これを気にされてますからね。それを解消するのは、何か方法はないんだろうかという意味で、こういう文言で出しているということです。

○委員（成松由紀夫君） 今、増田委員がおっしゃられるところというのは、皆さんと議論して、そういうシステムか何かしら、調査研究して、できればということで、兼業禁止というところに抵触する、抵触しないとなると、天草のほうだったですかね、議員辞職等々もあるし、百条であったりとか、いろいろなところに専門的なものもありますけれども、その前に、通常こういう話が、例えば、八代でなったとした場合、議長が、またその議員さんに聞き取りしたりとか、いろいろあるんでしょうけども、それが少しオープンになって、話ができるようなシステム化を調査研究して、何かしらあればというようなところの段階の話だと思います、イメージは、どこどこでこうなんだということではなくて。

○委員（山本幸廣君） 私も、当時におった議員の一人としてですね、いろいろと意見出ておりますけども、まずは、契約関係が、これが一番のこれに関連をしてくるんですよ。それは、指名競争入札、指名を入れるか、入れないかの問題、と同時に、とるか、とらないか。努力規定ですから、とるか、とらないか、ですね。ここにおいては、やっぱりきちっとしたですね、倫理条例の中でですね、その後についてはですね、もし、いろんな問題があったときにはですね、これは法的にはですね、禁止をすればいいんですけれども、努力規定でありますから、法

的には何もないというような状況で、きちんとしてこれとるわけですから、まずは、その前段のところ、今、話し合い、いろんな建設委員会でも問題視されるし、総務委員会でも、議運でも、いろいろと議論はできるわけですね。それは問題の議員さんですよ、はっきり言うてから。どがしこ、指名競争の中で、指名がどんどん入ってきて、それをどんどんどんどんとっていかれると、ですね。それについては、やっぱり冒頭から、この政治倫理条例というのが、94条含めてですね、これはやっぱり、きちっと把握されればですね、そういう問題は、あとは、執行部の考えもあるわけですが、議員ばかりじゃなくしてから。そういうのを考えれば、私は、この当時の政倫条例というのは、私も2親等でいいんじゃないかという発言をした経緯があります。ところが、そのとき問題が、やっぱり3親等までというふうなですね、議員の意見が多かったもんですけんでから、これで3親等というふうに入れたんです。3親等を省こうや、2親等じゃ、これはどうしても、1親等でも努力規定なんですよ。あとは、今言われたようなですね、判断をどこでするかということで、それは、もしもひどければ、百条委員会でもいいしですね。

そういうことでありますので、私は、あくまでも努力規定という状況の中で、この政治倫理条例というのは、特に契約についてはですね、うたってあるということで、私は御理解しておりますけどですね。それは、その都度、その都度、検討、調査するというのは、これは当たり前ですよ。せないかと思えます。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございませんか。

今ほど、意見が出ておりますけれども、まず、済みません、整理しますけど、本政治倫理の関係の判例についてと、福岡市議会の資産公開の件については、少し調べながら、次にま

た、皆さんと報告をしながらですね、検討いただければというふうに思います。

あと、自民党会派のほうから、兼業禁止の件で、より明確にですね、市民の方にわかりやすく、そういった議会が調べていけるようなところでもいいんですかね。それを調べなくても、より明確とできるようなシステムづくりというような御提案がありましたけれども、それでよろしいですか。

○委員（増田一喜君） 先ほど山本委員も言われましたようにですね、本来は、公共工事に入札参加するという、その時点で、執行部が、この人はこの会社の中でどういう立場にある、ただ単に、そこの従業員としての立場におるのか、それとも、やっぱりそこの代表者、あるいは総務、常務とか、いろいろ肩書きがありますが、そういう場所におるのかという、兼業禁止の場合には、そこの実効支配をできる立場にいる人、あるいはそこに相当の権限を持っている人が兼業禁止にかかりますよちゅう規定ですもんね。単なる従業員であれば、別に兼業禁止にはならないわけですよね。だから、そこらあたりを、本来は執行部で入札参加なんかをするときに、募集するときにチェックできてれば、我々がそれをしなくてもいいんですよ。もう、そこで既に終わってるから、何ということもないというけれども、なかなか、そこでもチェックできてないみたいなんですよ。前に聞いたら、いや、そこまでですわねというような話を聞いたことがあるもんだから、じゃあ、議会のほうで、それを少し簡単にできればと。1項目は親族、本来であれば、兼業禁止からいけば、ゼロ親等、本人なんですけどね、それをあえて、ここで努力目標にしていたのは、1親等、2親等じゃなくて、他市は2親等までが多いんですけども、八代市においては、やっぱり厳しくして、3親等までというふうな形で決定されてきてますけれども、これと、今度は違って

くるのは、この兼業禁止の条項ちゅうのは本人さんなんですよ。だけ、今現在おる議員、これから議員になられる方、おるけども、その議員さんたち自身のことであるから、このことに関しては、お互いにこういう協議をしながら、こういう方法をとれば、それはちゃんと明らかになって、そういうものには抵触しない状況ができるよねという話し合いも大事じゃないかなと、そういう思いがあるから、繰り返しなるけど、こういうシステムづくりみたいなのはできないんでしょうかということなんですよ。

○委員（山本幸廣君） 今、増田委員が言われた兼業については、これだけ条例をつかって、規定をつくりましたけどもですね、契約については、すぐわかるんですよ。これ以外の兼業禁止というのは、国が定めとるですよ。はっきり言ってから、ある会社の別会社の代表取締役とか専務とか、報酬を常勤でしとるとか、これが一番の兼業禁止の、これは絶対できないですよ。今、増田委員が言われるのはですね、請負関係の兼業禁止の中で、今言われとる問題でありますので、それについては、執行部はきちつとですよ、わかる範囲内というのは、やはり調べて、それはもう、はっきり言ってから、元帳じゃありませんけども、台帳、資産でも一緒にですよ。それは執行部がそれぐらいのことせないかんわけですから。私は思います、そういうふうに。

○委員（前垣信三君） そもそも、何で兼業禁止なり、3親等が云々という話はですね、当時決められた時点では、非常に、どなたが入札に入るのかもわからない、入札価格が幾らなのかもわからない。基本的には、入札価格を調べる。そのために、変な話ですが、ないとは思いますが、議員さん方をお願いをして、調べたりということも、ないとは思いますが、そういうことを規定するためと思うんですよ。現在は、特別に一般公開でない限りは、全部契約

検査課が指名通知なんです。だから、そこに俺を入れろ、彼を入れろという変な政治圧力が無い限りは、何も問題ないと思うんですよね。そして、あとは、御本人さんたちが努力をして、金額を入れればいい話。そして、年間の工事、出る分については、インターネットで全部調べられますから、そのあたりはですね、受けたい業者さんは、何も政治家使わんでも、普通に入札行為ができるんです。特に、関係しとる人が、高くとれるとか、うちにとらせろという、そういう話はないと思いますから、私はですね、この、今の時点でですね、昔のような考え方ではいかんと思うんですよ。それこそ、村上委員じゃないけど、そげんやったらなくせと言いなはる、私もそう思います。そのあたりは、もうちょっとしっかり考えんといかんと思いますね、と思います、意見です。

○委員（成松由紀夫君） 実際問題ですね、やっぱり市民の皆さんの中から、いろんな話が出てくるんですよね。議員さんだけん、仕事ととれるとかいとか、いろんな、これは当然出てきます。だから、そういう部分を、当時から襟を正して、こういうものをつくられたわけでしょうから、社長さんが誰とか、何とかというところが、いろいろあるかもしれないですけども、会社の実質支配者であったり、あと、無限責任社員みたいなところでですね、社長さんのところだけ、名前ば変えとけばいいんじゃないかみたいな話を耳にしたときもあります。そうじゃなくて、それじゃ、本当の意味がないわけですよ、政治倫理条例ちゅうのは。これはもう、議会人が襟を正す話なので、やっぱりそこについてはですね、やっぱりしっかり、こうした議論をして、先ほど、増田委員が言われた、システムづくりとか、そういうものも、皆さんと話をしながら出てくれば、なおいいし、あと、一つ要望なんですけど、うちから出しとる部分が、努力項目を禁止項目にということ

は、なかなか、先ほどの地方自治法云々というところが、触れる可能性があるということなので、禁止項目に、仮にした場合、どこがどういふうにいかんのかちゅうのも、少し調べていただければなというふうに思うとですよ。次回でよかですよ。だけん、仮に禁止項目にした場合は、こういう部分の、こういうところの解釈があってというようなのを調べていただければ、よろしいと思います。要望です、それは。

○委員長（野崎伸也君） 今、要望がありました部分についてはですね、事前に事務局のほうですね、調べていただいている部分がありますので、答えていただいても大丈夫ですか。

○議会事務局次長（嶋田和博君） お答えになるかわかりませんが、先ほど副委員長のほうからもお話が出ておりました府中市の政治倫理条例に関する争いがありまして、当時、政治倫理条例を制定したころは、高裁まで判決が出ておりました、その後最高裁の判決も出ております。

そもそも府中市は何が問題になったかと申し上げますと、政治倫理条例の中にですね、第4条として、議員、その配偶者、もしくは当該議員の2親等以内の親族、または同居の親族が経営する企業並びに議員が実質的に経営に参与する企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約、下請工事及び委託契約を辞退しなければならない、というふうに禁止規定になっております。

これにあわせて、同条第3項にですね、議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任を持って関係者の辞退届を提出するよう努めなければならない、ということで、2親等以内の方が工事を請け負った場合には、議員さんは、辞退するように説得しなさいというふうに、こちらは努力規定ということになっておりました。

これでもって、結局2親等の親族の方が契約まで結ばれて請負われたということで、その支払いも済んだということで、実際にこの禁止規定に関して辞退をされなかった、議員さんもその働きかけをされなかったということに対して、同条例の中にはですね、また、辞職勧告を行うことができるというようなことをうたっておりまして、それに基づいて、この当該議員さんに対して辞職勧告決議案を打っておられます。

そういったことで、民事上の争いとして、この辞職勧告などを打たれたことによって、そういう精神的な損害、ダメージを受けたなどとして、民事訴訟を起こされました。そのとき争点になったのが、議員さん本人にとってはですね、まず、議員活動の自由が制限される、こういう規定がですね、ということ、憲法第21条の表現の自由というものに該当するんですが、その議員活動が制限されるので、これは違憲であるという主張と、あわせて、2親等の親族が経済活動の自由が制限されるということ。自由に営業ができないというようなことで、これは22条第1項だったと思います。それと、29条の財産権、これを侵すことができないとありますが、その親族の企業にとっては経済活動の自由と財産権の侵害、議員さん本人にとっては表現の自由という憲法21条の議員活動の自由が制限されたということで争われたものであります。

1審はですね、議員さんの主張が退けられました。高裁では、逆に、議員さんが勝たれると、主張が通っております。最高裁は、結局議員さんが負けております。

その最高裁の判決の趣旨がですね、こういった法で規定したものを、さらに適用範囲を広げたり、罰を、さらに上乘せするようなもの、上乘せ条例とかですね、いうんですが、こういった条例の違憲性について問われまして、経済活

動の制限や財産権の侵害というものについてはですね、これは議会の自律権の問題であって、合理的な条例の制定であるというような結論で、問題ないというふうには、判決はおりております。

しかしながら、それはなぜかという、禁止規定にはしているものの、条例上の実質的な罰則がないと。しかも、私法上も何らその契約が無効となるものではないということで、実質何の拘束もないので、請負おうと思えば請け負えるんだから、特に問題はないだろうというふうな判決になっております。

ですから、禁止規定にすること自体は、憲法上の21条、22条、29条の部分についてはですね、違憲とまでは言えないというふうなことでなっておりますものの、憲法94条だったですかね、法令の範囲内で条例を制定するといった、その直接的な部分では違憲性というので争ってないもんですから、何とも言えないのかなと。少なくとも、この府中市の事例では、こういった条例については、憲法違反ではないというような結論にはなっております。

ちょっとわかりにくかったかと思えますけれども。

○委員（成松由紀夫君） ちょっと、それは私もまた勉強させてもらえばと思います。

そういうところも、いろいろと織り込みながらやっていかんといかんかなと思いますので、きょう白だ、黒だという話にはならないのかなと思いますけど。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございませんか。

○委員（亀田英雄君） うちの会派でも、前話したんですが、違法性、その辺は事務局から聞いてという話だったです。あと、そもそも政治倫理とは何かということで話し合っ、ということの間口も広げて話をしたらどうかと、職員への口ききであったりですよ、公職選挙法に触

れるようなぎりぎりで、弔文とかですたい、花輪とかあるかなかですか。そういうのも含めて、政治倫理も論議していただいたらどうでしょうかという意見がございましたので、お知らせしときます。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 意見のほうはですね、今、出尽くしたかと思えます。

いろいろと、今、議会事務局のほうからも、調べていただいた分について報告がありましたけれども、また、再度ですね、皆さん方、一旦会派に持ち帰ってですね、会派内での協議をですね、お願いをしたいというふうに思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○委員（山本幸廣君） 終わったんで、ちょっと小会してもよろうてよかですか。済みません。

○委員長（野崎伸也君） では、小会いたします。

（午前11時20分 小会）

（午前11時23分 本会）

○委員長（野崎伸也君） それでは、本会に戻します。

本日の議会改革に関する協議はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、次回開催日について御協議願いたいと思いますが、取り決めでは、定例会月を除き、毎月第1及び第3木曜日となっております。となりますと、次回は7月6日となります

が、いかがいたしましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次回の議会運営委員会の開催日は、ただいまの協議のとおり、7月6日木曜日とすることに御異議ございませんか。

○議会事務局長（東坂 宰君） 1点、今、7月の6日で感じたんですが、この後にありますけれども、政府要望関連がですね、入っているんですが、ここでは、委員長がですね、政府要望の7月5日、6日にあるんですが、そこに該当しますんで、ちょっとそこだけを変更していただければというふうに思えます。

○委員長（野崎伸也君） 今、事務局長から政府要望の日程が入っているというようなこともありました。ということで、とりあえず、現時点でということでは、7月13日の木曜日開催するということに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、次に、中間報告の件についてお諮りいたします。（「10時ですか」と呼ぶ者あり）10時です。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

本委員会では、昨年9月12日から9回にわたり、議会改革について協議を進めてまいりました。その中で、委員会として決定を見た、請願者・陳情者の意見陳述の機会を設ける件、会議出席費用弁償の見直しの件、管外行政視察の見直し、視察成果の反映の件、議会のICT化・タブレット導入などのうち議員連絡網の整備の件、WiFi設置の件、以上の4件について、6月定例会において中間報告をしたいというふうに思えます。

このことについて、議長宛てに所定の手続きをとらせていただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、中間報告書の作成については、これを委員長に御一任いただければと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

また、会期中において、各常任委員会の正副委員長に対し、これまでに決定した申し合わせ事項など、関係する部分のレクチャーを行うことといたしますので、御承知おきいただきたいと思ひます。

◎その他

○委員長（野崎伸也君） それでは、次に、議題3番目、その他、（1）政府要望について、説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） 毎年7月と11月に行われております政府要望についてでございます。

今年度7月の政府要望につきましては、第3期八代市議会議員政府要望つけ出し表のとおり、田方議員、橋本幸一議員、野崎議員、笹本議員、西濱議員、以上5名の方が対象となりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、日程につきましては、7月5日水曜日及び6日木曜日の2日間です。

要望項目について、執行部に問い合わせをしましたところ、現在調整中とのことで、後日、該当いたします議員さんに連絡を行うとのことでしたので、お知らせをいたしておきます。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 古嶋委員、よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） 7月か。7月5、6。

○委員長（野崎伸也君） ただいま説明があり

ましたけれども、何か御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、次に、（2）夏季の服装について、説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） この件につきましては、執行部において、例年同様、5月1日から10月31日までの間にあって、夏の服装、クールビズ等を取り組むとの通知が出されまして、その内容といたしましては、冷房時の温度管理を28度とすること、夏の服装、いわゆるクールビズについては、原則としてノーネクタイ、上着無着用とし、派手にならないポロシャツの着用も可能とする等の内容となっております。この件につきましては、配付のとおり、市長より協力依頼もあっております。

そこで、本市議会といたしまして、会議中の服装の取り扱いについて、御協議いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 説明は終わりましたが、何か質問等ございませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、国のほうでもですね、気象庁が、ことしは異常気象ということ、大変な高温になるというような話も出ておりますので、その都度ですね、28度に設定していただく、いいんですけども、その議場内で30度ぐらいのときはですね、やっぱり26度とか27度に調整するような自由はですね、それはちょっとばかり、少し幅を持っていたければなということを、意見です。執行部に伝えてください。

○委員長（野崎伸也君） 意見、承りました。

（委員山本幸廣君「高齢者がおるもんだけから」と呼ぶ）

ほかに御意見等ございませんか。

○委員（古嶋津義君） 文章は、4月24日です。早目に周知徹底をお願いしたいと思ひ

ます。5月1日からって、もう5月も終わりますので、よろしくお願ひしときます。視察行つてから、なかなか言いくかもんで。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、お諮りいたします。

本市議会において、6月定例会から10月31日までの間、夏季の服装については、軽装、上着無着用、ノーネクタイに努めることとしたが、これに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（3）今期最終議会の写真撮影について、説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） これまでの第1期、第2期とも、最終議会の終了後、議席に着席しての全員の皆様方の写真撮影を行いました。親和会費からの支出で、全議員さんに配付をいたしておりました。

また、これとは別に、議長席前で集合写真を撮影しまして、市の広報等の表紙として活用した事例もございせんか。

今回は、どのような対応をとるか、皆様方に御検討いただきまして、御決定いただきたいと思ひます。

以上でございせんか。

○委員長（野崎伸也君） 御質問等ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、写真撮影についての取り扱いについて、いかがいたしますか。撮影を実施する、実施しないは、いかがいたしますか。

○委員（山本幸廣君） 例年どおり実施してください。やめるかもしれんけん。（「服装は」

と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 服装について、正装、クールビズ、いかがいたしますか。

○議会事務局長（東坂 宰君） 過去ですね、写真をちょっと見てきましたけれども、服装につきましては、その日によりまして、若干違ひます。まずですね、表彰が最終日に行われたりする場合もございせんか、その場合は、被表彰の方、謝辞、祝辞を述べられる方はネクタイをしておられました。日によつてですね、議員さん方も上着つけてらっしゃる方もいらつしゃれば、ノーネクタイの方もいらつしゃるか、その辺はですね、そのときの服装で、ちょっとバラバラでございせんか。

○委員長（野崎伸也君） 服装、いかがいたしますか。

○委員（山本幸廣君） 正装でお願いします、委員長。

○委員長（野崎伸也君） 撮影は実施する、服装は正装という御意見があつておひます。

それでは、最終日の議会写真撮影については実施し、服装は正装ということで、御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（4）政務活動費の精算とその取り扱いについて、説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） 本年度につきましては、4月25日に前期6カ月分が、既に各会派に交付されておひますが、今回は、議員の任期満了に伴ひます、この精算事務につきましては、9月の22日金曜日までに収支報告書を添えて御提出いただきますようお願ひいたします。

なお、支払いの関係で、口座引き落としの場合、22日までにですね、終了しないことも想定されますので、経理責任者の方から、事務局

に御相談いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 説明は終わりましたが
けれども、御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、政務活動
費の精算については、9月22日金曜までに事
務局へ御提出をお願いいたします。

以上で、本日本日予定いたしました案件について
は、全て終了いたしました。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） なければ、本日の議
会運営委員会を閉会いたします。

（午前11時33分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

平成29年5月29日

議会運営委員会

委員長